

## 地震保険料控除早見表

### 内容

- ① 居住者が、損害保険契約等に付帯した契約で、居住用家屋または生活用動産の地震等による損害をてん補するための契約に係る保険料または掛金（以下「保険料等」）を支払った場合  
 ② 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料等を支払った場合

### 控除額

保険の種類	所得税		住民税	
	支払った保険料等(A)	控除額	支払った保険料等(A)	控除額
① 地震等損害保険契約に係る保険料等	5万円以下	(A)	5万円以下	(A) ÷ 2
	5万円超	5万円	5万円超	2.5万円
② 長期損害保険契約に係る保険料等	1万円以下	(A)	0.5万円以下	(A)
	1万円超 2万円以下	(A) ÷ 2 + 5,000	0.5万円超 1.5万円以下	(A) ÷ 2 + 2,500
	2万円超	1.5万円	1.5万円超	1万円
③ ①と②の両方がある場合	①②それぞれ計算した金額の合計額 (限度：5万円)		①②それぞれ計算した金額の合計額 (限度：2.5万円)	

注) ①②両方の保険料等を支払ってる場合、いずれか一方の控除を受けることとなります